

平成17年(モ)第3010号 文書提出命令申立事件

(本案・平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号、平成16年(ワ)第104号 損害賠償等請求事件)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 相手方国は、本決定正本送達後14日以内に、次の文書を当裁判所に提出せよ。

- (1) 平成9年3月27日付けインドネシア来電第651号
- (2) 平成9年4月2日付けインドネシア来電第693号

2 申立人らのその余の申立てを却下する。

理 由

第1 文書の表示

(以下、各文書について、本項において付された算用数字の番号を用いて、例えば「文書1」のようにいう。)

1 以下の乙号証の各墨塗り部分

- (1) 乙B第24号証2枚目及び3枚目に存する墨塗り部分
- (2) 乙B第25号証2枚目において、「March 12 impounding works for the plant」に続く墨塗り部分及び「the economic cooperation on bonafide basis and」に続く墨塗り部分

2 丁B第9号証2枚目3ないし8行目にかけての墨塗り部分（なお、以下、乙B第24号証、同第25号証及び丁B第9号証を総称して「乙B第24号証等」ということがある。）

3 平成9年3月12日以降において、コトパンジャン・ダム（相手方らの呼称によれば「コタパンジャン・ダム」、以下「本件ダム」という。）の湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書（ただ

し、既に提出済みの文書は除く。)

- 4 平成9年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された日本国政府機関とインドネシア共和国政府（以下「インドネシア政府」という。）機関との間の文書（ただし、既に提出済みの文書は除く。）
- 5 平成9年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された相手方国際協力銀行（平成11年9月30日以前は海外経済協力基金（以下「O E C F」）ということがある。）、以下「相手方J B I C」という。）本部と同ジャカルタ事務所との間の文書（ただし、既に提出済みの文書は除く。）
- 6 平成9年3月12日以降において、本件ダムの湛水に関する事項が記載された相手方J B I C本部とインドネシア政府機関との間の文書（ただし、既に提出済みの文書は除く。）
- 7 ①平成3年度ないし平成5年度にインドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）に供与されたセクター・ローン（ないしはセクター・プログラム・ローン。以下「S P L」という。）のうち、本件ダムの建設計画（以下「本件プロジェクト」という。）の住民移転対策費用に用いられた合計約22億円の使途・明細に関する報告書、②これらのローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本国政府機関とインドネシア政府機関との間、相手方J B I C本部と同ジャカルタ事務所との間、及び相手方J B I Cとインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書（以下、これらを個別にいうときは、「文書7の①部分」という。文書8についても同様である。）
- 8 ①平成10年1月に相手方J B I Cが承諾した第2期の「地方インフラ整備事業」から、本件プロジェクトの移転村の一部に簡易水道施設、衛生施設等の諸施設を整備するのに使用された資金の使途・明細に関する報告書、②このローンに関して、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本国政府機関とインドネシア政府機関との間、相手方J B I C本部と同ジャカルタ事務所との間、及び相手方J B I Cとインドネシア政府機関との間でやりとりされた文書

## 第2 申立ての理由の要旨

### 1 証明すべき事実

#### (1) 文書1ないし6

ア 本件プロジェクトを開始するに当たって、①事業対象地に生育するすべての象を適切な保護区に移転する、②事業により影響を受ける世帯の生活水準は移転以前と同等かそれ以上のものが確保される、③事業により影響を受ける世帯から、移転合意及び補償合意は、公正かつ平等な手続によって各世帯から個別に取り付ける旨の、日本国政府が討議の記録及び本件ダム建設融資に関する借款契約（1990年12月14日、1991年9月25日）（以下、併せて「本件借款契約」という。）に規定した3条件（以下「本件3条件」という。）や、本件3条件の履行を確保するために本件借款契約に規定された、①コンサルタント契約にOECFが同意するに当たり、最初に水没する地区の住民について、移転同意及び補償合意手続が終了し、移転地が利用できる状況になっていること、②ダム建設工事のための資機材や役務の調達契約締結にOECFが同意し借款を実行するに当たり、移転に対する住民の同意及び補償基準に対する住民の同意がそれぞれになされ、移転問題が解決していること、③ダムの貯水開始に当たり、住民移転が完了しており、移転地において、移転した住民に対し、移転以前と同等かそれ以上の生活水準が確保されている旨の条件が満たされていること、④事業が完成するまで、3か月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書をOECFに提出することの各特約条項（以下「本件履行確保特約条項」という。）が、湛水の中止を求めた根拠となつた事実

イ 日本国政府及び相手方JIBCは、本件ダム湛水再開により、住民に被害が発生することを認識しながら、これを承諾（事実上の承諾も含む。）したこと

#### (2) 文書7及び8

ア 本件プロジェクトによる住民移転について、平成3年度ないし平成5年度にかけて、移転費用対策費用をSPLから供与し、また、平成10年1月には第2期の「地方インフラ整備事業」から簡易水道施設、衛生施設等の諸施設整備費用を供与することを通じて直接に関与している事実及びその関与の内容

イ 本件プロジェクトによる住民移転について、相手方らが、「非自発的移住に対する注意義務」を負っていることを基礎づける事実

- 2 文書の存在及び所持者、提出義務並びに証拠調べの必要性について  
別紙文書の存在及び所持者、提出義務並びに証拠調べの必要性に関する当事者双方の主張及び監督官庁の意見の要旨のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 事案の概要

本件の本案事件は、インドネシア籍の外国人ら合計8397名の申立人らが、インドネシアのスマトラ島内の多目的ダムである本件ダム建設における本件プロジェクトに関し、相手方J B I C及び同相手方を指揮監督する立場にある相手方国は、相手方J B I Cとインドネシア政府が本件借款契約を締結し、その後、本件ダムを建設し、貯水を開始する際等において、本件3条件に基づく注意義務及び非自発的移住に対する注意義務に基づき、本件プロジェクトを中止又は修正し、インドネシア政府に対して本件3条件の履行を求め、住民の移転問題等が解決する状況の下で本件プロジェクトを進める注意義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った義務違反行為により、相手方インドネシア環境フォーラム（Wahana Lingkungan Hidup Indonesia、以下「申立人WALHI」という。）を除く申立人ら（以下「申立人住民ら」という。）は、人格権が侵害され、生活上の損害を被り、申立人WALHIは、相手方らのために、本件ダム建設によるインドネシアの自然生態系の破壊を阻止し、破壊された自然生態系を回復する事務のために費用を負担したと主張して、申立人らにおいて、相

手方国に対し、インドネシア政府及びインドネシア国営電力公社（以下「P L N」という。）に対して有する人格権に基づく原状回復請求権により、インドネシア政府及びP L Nを代位して、インドネシア政府及びP L Nの相手方国らに対する適切な監理行為を求める契約上の権利に基づき、インドネシア政府及びP L Nに本件ダムの水門を開扉することによる環境復元整備の措置を行うこと等を勧告することを求め、相手方らに対し、申立人住民らにおいて、不法行為に基づき、総額約42億円の損害賠償を求め、申立人W A L H Iにおいて、事務管理及びインドネシア環境管理法に基づき、費消した管理費の支払を求める事案である。

これに対し、相手方らは、申立人らの上記勧告請求及び申立人W A L H Iの管理費支払請求は不適法であり、申立人住民らの損害賠償請求については、相手方らに申立人らの主張する注意義務が存在せず、また注意義務違反もないとして、申立人らの請求を争っている。

## 2 文書1及び2について

- (1) 相手方国が文書1を、相手方J B I Cが文書2をそれぞれ所持していることは争いがない。
- (2) 民訴法220条4号口該当性について

ア 一件記録によれば、文書1(1)を含む乙B第24号証は、O E C Fの要請にもかかわらずP L Nが一方的に湛水を行った旨を概括的に報告するインドネシア大使の外務大臣に対する電信であり、文書1(2)を含む乙B第25号証は、P L Nが一方的に湛水を行ったことに対する日本大使館からインドネシア政府国家開発企画庁（以下「B A P P E N A S」という。）に対する申入れの書簡であり、また、文書2を含む丁B第9号証は、O E C FとB A P P E N A Sとの間での本件ダム湛水開始に関する確認事項を記載した書面であると認められる。

そして、相手方らの主張によれば、文書1及び2は、政府開発援助（O

DA) の一種である円借款供与を実施するに当たり、日本国政府とインドネシア政府との間で交換公文が締結された後、当該交換公文の内容を踏まえて、平成2年12月14日及び平成3年9月25日に、相手方J B I C とインドネシア政府との間で締結された本件借款契約に関して記載されたものであるとされているから、これが公務員の職務上の秘密に関する文書（民訴法220条4号口、同法223条3項）であることは明らかである。

イ そこで、民訴法223条4項に従い、監督官庁の意見が「相当の理由があると認めるに足りない」か否かを検討する。

まず、疎第2号証によれば、情報公開審査会が、文書1及び2がその内容について言及しているとされている本件借款契約を見分した結果では、本件借款契約には、借款の金額、目的、償還、利息とその支払方法が約定され、さらに、特約条項、調達手続、借款の監理、通知や請求に関する手続事項等が互いに関連づけて具体的に記述されており、各条項は密接不可分であって、本件3条件部分だけを切り分けることは困難であると判断されていることが認められる。

そして、借款契約は、それ自体は私法上の契約であるが、日本国政府の行う政府開発援助の1つである円借款事業として、インドネシア政府との間の外交文書である交換公文の枠内において締結されるものであるから、日本国政府の行う円借款事業と不可分の関係にある。

さらに、本件借款契約に記載されているとされる融資条件等の事項は、インドネシア政府による償還を確実にするための種々の条項が含まれると推認されるところ、かかる事項は、インドネシア政府の信用力や事業実施能力に対する相手方J B I Cの判断を前提に決定されるのであるから、このような事項を公開することは、結果的にインドネシア政府の信用力及び事業実施能力に対する評価が推し量られることになるし、これにより日本国とインドネシア政府との信頼関係が損なわれるもおそれがあると認めら

れ、加えて、本件借款契約を公開すれば、これまで締結された借款契約の融資条件の見直しや、これから的新規案件における条件設定に影響を及ぼすことも予測され、他国との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるのが相当である。

ウ この点に関し、申立人らは、文書1及び2に記載されている内容は、既に情報公開手続で明らかにされた他の電信文書と同様のものであると考えられ、実質的に秘密とすべきではないし、また、監督官庁の意見は極めて抽象的であると主張する。

しかし、文書1及び2が含まれている各文書の内容は、墨塗りされている文書1及び2の記載部分以外の記載内容から、前記アの内容であるということは理解できるが、相手方らの主張のとおり、文書1及び2が、本件借款契約に関して記載されたものであるということを前提としても、前後の文脈から文書1及び2に記載されている具体的な内容を推測することはできず、既に情報公開手続で明らかにされた他の電信文書と同様の内容であると推認することはできないので、実質的に秘密にすべきではないということはできないし、また、文書1及び2が公表されることによる影響は上記のとおり考えられるのであるから、監督官庁の意見が抽象的であるという主張は当たらない。

エ 以上によれば、文書1及び2の提出によりインドネシアとの信頼関係が損なわれるおそれがあり、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることを理由として、上記各文書が民訴法220条4号口所定の文書に該当する旨の監督官庁の意見について、相当の理由があると認めるに足りないということはできない。

### (3) 民訴法220条1号該当性について

文書1及び2は、前記のとおり、公務員の職務上の秘密に関する文書であって、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの(民

訴法220条4号口)に該当する以上、民訴法191条、197条1項1号の各規定の趣旨に照らし、相手方らは、上記各文書の提出を拒むことができるものというべきであるから、民訴法220条1号に基づく本件申立てについても、その理由がないことは明らかである(最高裁平成16年2月20日第二小法廷決定・裁判集民事213号541頁参照)。

### 3 文書3について

- (1) 文書3のうち、外務省が保有する文書が、平成9年3月27日付けインドネシア来電第651号及び平成9年4月2日付けインドネシア来電第693号であることは、監督官庁が自認するところである。
- (2) 文書3の民訴法220条4号口該当性について

ア まず、上記各文書について、民訴法223条4項に基づき、監督官庁の意見について検討する。

監督官庁は、上記各文書には、公とすることを前提としないで情報提供者に提供された情報が記載されており、このような情報が記載された文書が提出された場合、情報提供者の意思に反するのみならず、情報提供者とその情報入手源との相互信頼関係を損なわせるおそれがあり、当省が実施する政府開発援助業務ないしその一環として行われる円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある旨の意見を述べている。

しかし、上記意見には、情報提供者とその情報入手源との関係が抽象的に述べられているだけであって、日本国とインドネシアや他国との関係については一切触れられていないから、上記意見が、上記各文書の提出によって、国の安全が害されるおそれはもとより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあることを主張していると認めることは困難である。

そうすると、監督官庁は、民訴法223条4項1号所定のおそれがあることを理由として、上記各文書が同法220条4号口に掲げる文書に該当

する旨の意見を述べたとはいえないから、上記各文書について、民訴法223条4項を適用することはできない。

イ 相手方国は、上記各文書について、監督官庁と同旨の事実を挙げて、公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるから、文書提出義務がないと主張する。

しかし、相手方国の主張は抽象的であり、その内容を具体的に述べていない上、これを具体的に認定できる事情や資料も見当たらないから、上記各文書は民訴法220条4号口には該当しないと認めるのが相当である。

ウ なお、上記各文書については、相手方国の主張の趣旨からみても、民訴法220条4号のイ及びハないしホには該当しないと認めるのが相当である。

(3) 以上によれば、上記各文書は、民訴法220条4号所定のいずれにも該当しないから、相手方国には、上記各文書の提出義務がある。

(4) 上記各文書を除く文書3に係る本件申立てについては、そのような文書が存在すること及び相手方国がこれを所持することについて証明はないから、その余の点を検討するまでもなく理由がない。

#### 4 文書4及び5について

文書4及び5については、相手方らは、そのような文書が存在することを否定し、相手方国が文書4を、相手方J B I Cが文書5を所持していることを否定しており、そのことについての証明はないから、その余の点について検討するまでもなく、文書4及び5に係る各申立ては理由がない。

#### 5 文書6について

文書6のうち、相手方J B I Cがインドネシア側にあてて発した平成9年4月17日付けレターについては、存在することがうかがわれる(丁B第16号証2頁)。

しかし、上記レターの内容は、同年5月12日、相手方J B I Cのジャカルタ首席駐在員から本部に提出された報告書（丁B第16号証）によれば、湛水を行う前に、移転住民の生活を確保することが重要であるとの相手方J B I Cの認識を記載したものであったことがうかがわれるが、上記報告書は、上記レターが作成された同年4月17日の後である同年5月7日に開催された、インドネシア政府関係者、P L N、州関係者との会議の内容を詳しく報告したものであり、かつ、上記報告書によれば、相手方J B I Cの発言は上記レターの内容を再度確認するものであることからすると、上記レターについては、上記報告書に加えて特に証拠調べをする必要性は認められない。

文書6のうち、その余の文書については、その存在及び相手方J B I Cが所持していることの証明がないから、この点に係る申立ては理由がない。

#### 6 文書7及び8について

申立人らは、文書7及び8によって証明する事実を、本件プロジェクトによる住民移転について、移転費用対策費用をS P Lから供与し、また、第2期の「地方インフラ整備事業」から簡易水道施設、衛生施設等の諸施設整備費用を供与することを通じて、相手方らが直接に関与している事実及びその関与の内容を明らかにし、本件プロジェクトによる住民移転について、相手方らが、「非自発的移住に対する注意義務」を負っていることを基礎づける事実を証明すると主張している。

一件記録によれば、S P L（セクター・プログラム・ローン）とは、円借款のうち、ノンプロジェクト型借款に分類され、開発途上国の国際収支を支援するため、一般物資の輸入決済に要する資金を商品借款として供与し、そこから発生した見返り資金を当該途上国の開発政策における重点セクターの開発事業に使用するものであり、見返り資金の使途については、交換公文及び借款契約において、福祉と経済開発の促進のための事業、円借款事業あるいは農村開発プロジェクト等借入国のニーズの高い事業の内貨等に使用し、

使用状況を日本国に報告することが義務付けられている（甲A第78，B第44号証）。

また、地方インフラ整備事業とは、平成10年1月に締結された借款契約に基づくプロジェクト借款の1つで、ジャワ島、バリ島以外の貧困地域における多数の村落を対象に、村へのアクセス道路の簡易舗装や沿岸地域における桟橋の改善及び簡易上水道施設を整備することにより、村落の自律的発展に寄与し、貧困軽減を図るものであり、借款資金は、アクセス用インフラ、簡易上水道の建設、資機材調達及びコンサルティング・サービスの費用に充当される（甲B第44号証、乙B第28号証）。

そして、本件においては、平成3年10月上旬に、外務省の有償資金協力課の石橋課長が、インドネシア政府及びPLNに対し、上記SPLによる見返り資金を原資とした国家予算を本件住民移転対策費用に用いてはどうかと提案し（甲B第18号証017ないし022）、平成3年度ないし平成5年度で合計約22億円が、農地造成、アクセス道路、水道施設、住宅、橋、村道等に支出されたことが国会答弁で明らかにされている（甲B第44号証、乙B第27号証の1ないし3）。

また、上記地方インフラ整備事業から、本事業にかかる移転村の一部において、簡易上水施設である浅井戸、雨水集水施設、ポンプ、衛生関連施設である村の共同井戸、沐浴場、公共トイレ、米保管施設等の建設に約600万円が使用されていることが国会答弁で明らかにされている（甲B第44、第45号証）。

したがって、相手方らが、住民移転について当初から関心をもち、これについて、インドネシア政府やPLNに対し、相当の働きかけをしていたことは優に認められるところである。

しかし、SPL及び地方インフラ整備事業自体は、本件ダム事業に対する円借款と直接関係するものではなく、申立人らの主張によっても、SPL及

び地方インフラ整備事業から住民移転に関する対策費用を支出したこと自体が、申立入らの主張する「非自発的移住に関する注意義務」を相手方らが負うことの根拠となるとは考えられないし、また、注意義務違反の主張とどのように関係するのかも明らかではない。

したがって、文書7及び8が、申立入らの主張する請求原因の立証に必要な文書であることが明らかにされているとはいえないから、同各文書については、証拠調べの必要性があると認めることは困難である。

7 相手方国が所持する平成9年3月27日付けインドネシア来電第651号及び平成9年4月2日付けインドネシア来電第693号は、本件ダムの湛水に関する事項が記載された外務省と在インドネシア日本大使館との間の文書であり、申立入らの主張する請求原因との関係において、証拠調べの必要性があると認められる。

#### 8 結論

以上のとおり、文書3のうち、相手方国が所持する平成9年3月27日付けインドネシア来電第651号及び平成9年4月2日付けインドネシア来電第693号については、相手方国に提出義務があり、証拠調べの必要性があると認められるから、これを認容し、その余の各文書については、理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成18年6月9日

東京地方裁判所民事第49部

裁判長裁判官 富 田 善 範

裁判官 関 述 之

裁判官 不 破 大 輔

(別紙) 文書の存在及び所持者、提出義務並びに証拠調べの必要性に関する当事者双方の主張及び監督官庁の意見の要旨

## 1 文書1及び2の文書提出義務の有無

### (1) 民訴法220条4号口該当性について

(監督官庁の意見)

#### ア 文書1について

文書1には、いずれもOECFとインドネシア政府との間で締結された本件借款契約の内容が記載されている。

借款契約は、日本国と円借款の借入国政府・機関との間で締結された交換公文の枠組みの下で、相手方JBCと借入国政府・機関との間で公表することを前提とせずに締結されるものである。この借款契約は、未公表を前提に借入国から提供された借入国の財務状況等の信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等が盛り込まれており、これらが公表される場合、借入国の信用を毀損するおそれや、融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げるおそれがある。

また、借款契約には、円借款の供与に係る条件や相手国政府が守るべき事項（以下「融資条件等」という。）が詳細に記載されている。一般に、借款契約に記載された融資条件等は、円借款事業の円滑な実施のため、個別の事情を踏まえ借入国ごとに異なるものであり、借款契約の内容が公になった場合、他の借款契約と比較することにより、相手方JBCは、他の借入国等から相違について指摘され、締結済み借款契約の融資条件等の見直しを求められるおそれがある。同様に、他国との新規案件の交渉の際にも、公開された融資条件等とのバランスを強く意識せざるを得ない立場に置かれることとなる。

本件借款契約は、日本国の円借款事業の実施機関である相手方JBCが、円借款事業のプロセスの一部として、借入国との間で締結する契約であるが、

これは外務省が行う政府開発援助の手法の一つである円借款に関する事務と不可分の関係にある。仮に、本件借款契約を公にすることにより、上記のような種々の問題が生じる場合には、外務省が行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがある。また、相手方 J B I C の金融機関としての信用を失墜させ、その結果として日本国への信頼を損なうおそれがある。

以上のとおり、本件借款契約は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、公にすることにより公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であるところ、本件借款契約の内容が記載された文書 1 (1)及び同(2)を提出した場合、これと同様の支障を来すおそれがあると思料される。したがって、文書 1 は、いずれも民訴法 220 条 4 号口に該当すると認められる。

#### イ 文書 2 について

文書 2 には、外務省が行う政府開発援助の手法の一つである円借款に関する業務に関し、その実施機関である O E C F がインドネシア政府との間で締結した本件借款契約の内容に関連する事項が記載されており、仮にこれが公にされる場合、これにより本件借款契約の内容の一部を容易に推認させるおそれがあるから、結局、本件借款契約の内容を公にした場合と同様、相手方 J B I C が、インドネシア政府のみならずその他の借入国との関係において信用を毀損されるおそれがあり、また、外務省及び相手方 J B I C が行う円借款業務の円滑な遂行を妨げるおそれがあると思料される。

よって、文書 2 は、公務員の職務上の秘密に該当し、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であり、民訴法 220 条 4 号口に該当すると認められる。

#### (相手方国の主張)

文書 1 には、いずれも相手方 J B I C とインドネシア政府との間で締結され

た本件借款契約の内容に関する記載がされているところ、本件借款契約は、借入国から提供された信用情報、融資対象プロジェクトに係る詳細情報等を反映したもので、公務員の職務上の秘密に関する事項であり、これが公表されると、借入国の信用を毀損したり融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げたりするおそれ等があり、ひいては、外務省の行う円借款案件の検討、相手国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがある。

申立人らが、文書1について、丁B第7号証6頁5ないし7行目において墨塗りにされた部分に記載された内容と同等のものであると断定することは、根拠のない憶測にすぎない。

(相手方J B I Cの主張)

文書2は、相手方J B I Cが行う海外経済協力業務の一業務である円借款の遂行に関連する文書であるから、当然、相手方J B I Cの役員又は職員は、民訴法220条4号口の「公務員」に含まれると解すべきであり、また、これが開示されると、相手方J B I Cとインドネシア政府間の信頼関係が毀損されるおそれがあるばかりか、相手方J B I Cは、他の借入国政府との関係においてもその信用を喪失するおそれがあり、結局、相手方J B I Cの国際的信用を失墜させ、ひいては日本国の国際的信用を失墜させ、今後日本国や相手方J B I Cが諸外国との間で行う外交政策、円借款業務又は円借款契約交渉に回復し難い悪影響を与えることとなり、以後、相手方J B I Cは業務を遂行することが著しく困難になることが予想される。

なお、申立人の主張するフィリピン共和国政府との借款契約は、相手方J B I Cが調印した借款契約ではないし、同相手方及びフィリピン共和国政府が公表したものではないから、これが公開されているとはいえない。

よって、文書2は民訴法220条4号口に該当するから、相手方J B I Cはその提出義務を負わない。

(申立人らの主張)

ア 文書1及び2の記載内容は、本件ダムの湛水中止や、湛水の前提として移転住民への補償費の支払、生計手段の確保に関する報告を求める根拠として本件3条件ないし本件履行確保特約条項を援用しているものと認められる。その内容は、相手方らが、丁B第7号証6頁5ないし7行目において墨塗りした部分に記載されている程度、すなわち、インドネシア側から「早急に工事を開始しないと工期が1年遅れとなること」などが強調されたのに対し、「契約承認は飽くまで住民移転問題の解決如何の判断によるものである旨応答」（甲B第18号証025・6枚目）と記載されている程度の内容であると考えられるが、この記載内容は、情報公開手続で公開されたことからも明らかであるとおり、実質的に秘密とすべき内容ではない。

イ 民訴法223条3項後段の監督官庁の意見に付すべき理由は、同条4項の効果にかんがみると具体的であることが必要であるが、本件に関する監督官庁の意見は、極めて抽象的であり、文書の内容に即して具体的に公共の利益を害したり公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれのあることについてその理由を述べたものであるとはいえない。

また、文書1及び2は、本件借款契約の中に規定された本件3条件に関する記載であると思料されるところ、いずれも数行の墨塗り部分にすぎないことからすれば、公知の事項となっている本件3条件について簡潔に触れている程度であると思料され、監督官庁が主張するおそれが生じることはあり得ない。

また、相手方J B I Cとフィリピン共和国政府との間で締結された借款契約が公開されているが、当該公開によって借款契約の融資上検討の見直しが求められたり、新規案件の交渉の際に適切な条件設定ができなかつたりした事実はなく、上記公開された借款契約の内容をみても、詳細な内容ではなく、総務省の行政監察結果として公表されている内容とさほど変わっているものでもない（甲A第76号証95、96頁参照）。

(2) 民訴法220条1号該当性について

(申立人らの主張)

文書1及び2は、相手方らが本案において自ら書証として提出し、引用している文書であり、民訴法220条1号の引用文書に当たる。

相手方らは、文書1及び2を引用していないと主張するが、何を根拠に湛水中止や報告を求めたかは、中止の申入れや報告書提出の申入れの真実性の判断に密接に関連しており、別個の事実関係とはいえない。

また、相手方J B I Cは、証言拒絶権の趣旨が類推適用されると主張するが、現行民訴法は、同法220条4号が定める除外規定は、同条1号ないし3号の文書以外に限って適用されると解すべきであるから、証言拒絶権の規定の類推適用はない。

(相手方国の主張)

相手方国は、乙B第24、第25号証の開示部分を書証として提出し、これを引用したにとどまり、文書1を書証として提出し、これを引用したことはない。

文書の一部を書証として提出した場合、その残部を引用したとはいえないから、当該文書の残部である乙B第24号証等の墨塗り部分である文書1は引用文書に当たらない。

(相手方J B I Cの主張)

民訴法220条1号の趣旨は、文書を引用した当事者の主張が真実であるという一方的な心証を裁判所に抱かせる危険があり、これを防止するためであることからすれば、当該文書の本来の立証趣旨とされている事実の真否につき争いがない場合には引用文書として提出義務を課す理由はない。

申立人らは、相手方J B I Cが丁B第9号証によって立証しようとする事実の真実性を争うものではなく、これとは別個の申立人らの主張を文書2によつて立証しようとしているのであるから、引用文書には該当しない。

また、文書2は、前記のとおり職務上の秘密（民訴法191条1項）又は技術、職業上の秘密（同法197条1項3号）に該当し、相手方J B I C及びインドネシア政府のいずれも相手に対し黙秘の義務を免除したことはないから、証言拒絶権の類推適用により、相手方J B I Cには開示義務がない。

## 2 文書3ないし6の文書提出義務の有無

### (1) 文書の存在について

(監督官庁の意見、相手方国の主張)

文書3のうち、外務省が保有する文書は、平成9年3月27日付けインドネシア来電第651号及び平成9年4月2日付けインドネシア来電第693号である。

文書4は存在しない。

(相手方J B I Cの主張)

文書5及び6は存在しない。

(申立人らの主張)

相手方J B I Cは、文書5及び6について、本件ダムの湛水再開について同相手方がこれを承認ないし事実上承認したと推測させる文書であると限定して、存在しないと答えている。しかし、申立人らが求めている文書はそれに限られない。

そして、丁B第16号証2頁には、「(4月17日付け当方レター...につき再度言及)」とあり、湛水再開過程に関連して、相手方J B I Cがインドネシア側にあてて発した平成9年4月17日付けレターが存在することは明白であるから、相手方J B I Cの存在しない旨の答弁は信用できない。

### (2) 民訴法220条4号口該当性について

(監督官庁の意見)

ア 外務省が保有する平成9年3月27日付けインドネシア来電第651号及び平成9年4月2日付けインドネシア来電第693号には、公とすることを

前提としないで情報提供者に提供された情報が記載されている。このような情報が記載された文書が提出された場合、情報提供者の意思に反するのみならず、情報提供者とその情報入手源との相互信頼関係を損なわせるおそれがあり、当省が実施する政府開発援助業務ないしその一環として行われる円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、文書3のうちの上記2つの文書は、民訴法220条4号口に該当する。

イ 文書4は存在せず、文書5及び6について、相手方J B I Cは、当該文書が存在しない旨の意見を述べているため、監督官庁が民訴法220条4号口に該当するかどうかを判断することはできない。

(相手方国の主張)

文書3は、公とすることを前提としないで情報入手源から情報提供者に対して提供されたものであり、こうした情報を公にすることは、情報入手源の意思に反するのみならず、これまでの両者の相互信頼関係を損なわせるおそれがあるので、相手方国の政府開発援助業務ないしその一環として行われる円借款業務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるといわなければならない。また、相手方国がその他の電報を書証として提出したことは、上記結論を左右しない。

よって、文書3は、民訴法220条4号口に該当する。

(申立人らの主張)

ア 文書3ないし6は、既に情報公開手続で公開し、自ら本件訴訟に書証として提出している文書（乙B第24ないし第26号証、丁B第8ないし第11号証）と同様に、外務省と在インドネシア日本大使館との間、日本国政府機関とインドネシア政府機関との間、相手方J B I C（又はO E C F）本部と同ジャカルタ事務所との間及び相手方J B I C（又はO E C F）とインドネシア政府機関との間の文書であり、かつ記載内容も関連している。

したがって、各文書には公務上の秘密や職務上の秘密は存せず、除外事由

は存しない。

イ 監督官庁の意見については、相手方国は、文書3と同様の文書を情報公開手続で公開したり、自ら証拠として提出しているのであり、文書3に秘密性が存しないことは明白であるし、前記のとおり、その意見は抽象的にすぎ、法が理由開示を定めた趣旨を満たしたとは到底いえないのであるから、同意見に相当の理由があるとはいえない。

### 3 文書7及び8の文書提出義務の有無

#### (1) 文書の存在について

(監督官庁の意見)

ア 外務省は、文書7及び8のうち、各①部分を保有していない。

イ 文書7及び8のうち、各②部分については、本件文書提出命令申立書に記載された程度の文書の表示及び趣旨では文書の特定がされているとはいえない。

(相手方国の主張)

相手方国は、文書7及び8の各①部分のような文書を保有していない。

(申立入らの主張)

争う。

#### (2) 民訴法220条4号口該当性について

(監督官庁の意見)

前記のとおり、文書7及び8については、文書を保有しないか、文書の特定がされていないから、当省は、民訴法220条4号口に該当するかどうかを判断することはできない。

(申立入らの主張)

文書7及び8のうち、①部分は、公金を使用したODAの使途、明細に関する報告文書であり、公務上の秘密及び職務上の秘密に該当する事項はなく、②部分は、既に情報公開手続で公開し(甲B第18号証)、自ら本件訴訟において

て、書証として提出している文書（乙B第24ないし第26号証、丁B第8ないし第11号証）と同様の文書であるので、これらの文書には公務上の秘密や職務上の秘密は存しない。

以上より、文書7及び8は、民訴法220条4号に定める除外事由は存せず、相手方には提出義務がある。

#### 4 文書特定のための手続

##### (申立人らの主張)

- (1) 文書3ないし6の文書は、具体的表示及び趣旨を明らかにすることが著しく困難であるので、民訴法222条に基づき、文書を所持している相手方に対し、当該文書の表示及び趣旨を明らかにすることを求めるよう申し出る。
- (2) 文書7及び8の文書は、具体的表示及び趣旨を明らかにすることが著しく困難であるので、民訴法222条に基づき、文書を所持している相手方に対し、当該文書の表示及び趣旨を明らかにすることを求めるよう申し出る。

申立人らの文書7及び8の特定は、文書3ないし6と同程度であるにもかかわらず、相手方らは、文書3ないし6についてはこれで特定十分であると主張しているから、文書7及び8については、文書特定手続をとるために必要な文書を識別できる事項としてはこの程度で十分であることが明らかである。

なお、終期については、文書7の②については、平成10年12月31日まで、文書8の②については平成11年12月31日までと限定する。

##### (相手方国の主張)

- (1) 文書3については、本件申立書の文書の表示及び趣旨の記載によって、特定されている。

また、後記のとおり、その前提となる申立人らの主張それ自体失当で、いずれも証拠調べの必要性がないことが明らかであり、「文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかな場合」に該当するから、相手方国において文書を特定する必要はない。

(2) 文書7及び8の各②について、1991年度から1993年度にかけて相手方国がインドネシア政府に対して供与したSPLとは、円借款の一形態であり、国際収支支援を目的として、援助国から一般物資の輸入決済のために必要な資金を貸し付けたものである。その過程で発生し、インドネシア政府の国家予算に組み込まれる見返り資金は、相手方国とインドネシア政府との合意に基づき、居住環境、社会福祉を含む8ないし9つのセクターにおける経済社会開発や貧困改善等の事業に使用されたものである（甲B第44号証、乙B第27号証の1ないし3）。また、地方インフラ整備事業（II）とは、平成9年度に日本国政府が円借款を供与した事業であり、ジャワ島及びバリ島を除く全インドネシアの潜在成長能力が高い村落に対して、道路・上水道などのインフラ整備を行うものである（乙B第28号証）。

そうすると、上記SPL及び地方インフラ整備事業（II）は、いずれもインドネシア国内の極めて広汎な開発事業、インフラ整備に対して供与される目的を有しているものであるから、文書7及び8の各②の程度の文書の表示及び趣旨では、文書の特定がされているとはいえない。

そして、上記のとおり、文書7及び8の各②について、文書の作成時期・目的・性質・内容等が全く示されていないから、証明すべき事実との関係で必要性を判断したり、提出義務の存否を審査するのに必要な情報が全く含まれておらず、相手方国において、「その申立てに係る文書を識別することができる事項」（民訴法222条1項）が明らかにされていないので、文書の特定のための手続を求める前提を欠いている。

（相手方JIBCの主張）

- (1) 文書5及び6は、十分特定されているから、文書特定のための手続をとる必要はない。
- (2) 文書7及び8の特定については、文書7及び8に該当し得る文書が非常に多岐にわたることになり、その識別は不可能に近い。相手方JIBC本部とジャ

カルタ事務所は同じ会社組織に属するため、日々の業務報告を含め、ほぼ毎日何らかのやりとりを行っているが、このような状況下において、申立人らの申立ての中で、本件申立書における「文書の表示」の対象となり得る文書の数は、文書の作成された期間が平成3年以降終期も特定されていない事情にかんがみても、非常に膨大な量になる。

したがって、申立人は、文書の所持者においてその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにしていないことが明白である。

- (3) さらに、文書7及び8については、後記のとおり、証拠調べの必要性がないことは明らかであるので、文書提出命令の申立てに理由がないことが明らかである。

## 5 証拠調べの必要性

(申立人らの主張)

- (1) 文書1ないし6について

文書1ないし6によって、相手方らが、湛水開始時及び再開時において、本件3条件及び本件履行確保特約条項に基づく注意義務を負っていること、相手方らもそのことを認識して、インドネシア政府に対し湛水の中止を申し入れ、湛水再開過程における協議を行っていること、平成9年3月12日本件ダムの湛水が開始された後、いったんこれが中止され、その後平成10年2月ころまでにこれが再開された経緯が明らかになり、相手方らの注意義務違反行為を裏付けることができる。

相手方J B I Cが、平成9年5月までは、本件ダムの湛水開始及び再開に抗議していたとしても、それ以降湛水再開を承認した可能性は十分に存在するし、同月以降、同相手方が何もしなければ、その不作為は違法であるから、その作為不作為状況を明らかにする必要がある。

よって、これらの文書は、申立人らが主張する請求原因と密接に関わった基本文書であり、証拠調べの必要性がある。

(2) 文書7及び8について

文書7及び8は、住民移転補償費用は借款の対象にはならないという本件プロジェクト当初の見解と異なり、日本国政府の主導により本件プロジェクトの住民移転対策費用を円借款でまかなったことを明らかにする文書である。本件プロジェクトにおいては、日本国政府及び相手方J B I Cも、インドネシア政府と一緒に、住民移転がスムーズに行われるよう対策を講じたのであり、これら住民移転対策費用として支出された円借款は、本件プロジェクトと密接な関係がある。

相手方らは、S P Lの供与に当たっては、本件プロジェクト現地での住民移転の進行状況を把握していたものであり、特に、平成3年度に緊急に同年度のS P Lを流用した過程が明らかになることにより、相手方が主導して住民移転対策を進めた経緯が明らかになる。

以上のとおり、文書7及び8は、申立人らが主張する相手方らの責任と密接にかかわる文書であるから、証拠調べの必要性がある。

(相手方国の主張)

(1) 文書1, 3及び4について

そもそも、相手方国は、申立人ら住民との関係で、「非自発的移住に対する注意義務」及び「本件3条件に基づく注意義務」を負担しておらず、また、湛水開始について何らかの働きかけをする義務はなく、湛水に関して申立人らのために調査を行うべき義務もない。よって、日本国政府が注意義務を負っていることを認識してインドネシア政府に対して湛水の中止を申し入れ、湛水再開過程における協議を行ったとの申立人らの主張は、その前提において誤っているので、文書1, 3及び4は、いずれも相手方国の法的責任を基礎づける文書とはなり得ず、証拠調べの必要性はない。

(2) 文書7及び8について

相手方国は、申立人らとの関係で「非自発的移住に対する注意義務」を負担

していないのであるから、文書7及び8は、いずれも相手方国の法的責任を基礎づける文書とはなり得ず、証拠調べの必要性はない。

(相手方J B I Cの主張)

(1) 文書2, 5及び6について

相手方J B I Cは、平成9年3月12日にPLNが本件ダムの湛水を開始したことについて直ちに抗議を行った(丁B第10号証)。また、同年4月9日、10日の時点では、水深は部分湛水の69メートルのまま保持されていたが(乙B第26号証)、その後、本件ダムの水位が上昇していることが判明すると、同年5月7日、相手方J B I Cは、「最近水位を上昇させている(76m)こと、ならびに鉱エネ省の認識は改めてもらいたい」と述べ、このときも依然として「スピルウェイのゲートは開放しておかなければならない」と抗議している(丁B第16号証)。

以上のとおり、相手方J B I Cが本件ダムの湛水開始ないし再開について一貫して抗議していたことからすれば、相手方J B I Cが本件ダムの湛水について承認したとか事実上承認したことはないことは明らかであって、申立人らの主張は誤った推測に基づくものにすぎず、文書2, 5及び6を証拠調べする必要性はない。

(2) 文書7及び8について

相手方J B I Cは、申立人らとの関係で非自発的移住に対する注意義務を負担しておらず、また、SPLや第2期「地方インフラ整備事業」に関して借款を供与したことが相手方J B I Cの非自発的移住に対する注意義務を基礎づける事情となるのかも不明であり、主張自体失当である。

よって、申立人らの主張について、そもそも立証する必要性がないのであるから、証拠調べの必要性はない。

これは謄本である。

平成 18 年 6 月 9 日

東京地方裁判所民事第 49 部

裁判所書記官

井手本 明

